

STOP

違法な客引き




北新地から違法な客引き行為をなくしましょう！

北新地を「客引き行為等適正化重点地区」に指定します

- 平成30年11月22日より、北新地地区を「客引き行為等適正化重点地区」に指定します。違法な客引き行為等をなくし、市民や大阪を訪れる方が北新地エリアを安心して通行し利用できるよう、巡回・指導を実施します。
- 大阪を代表する繁華街の一つである北新地地区の環境改善のため、「拒絶しているのにつきまとう」、「立ちふさがる」などの客引き行為はしない、そのような行為はさせない、そして、そのような行為を行う客引き行為者にはついていかないなど、皆さまのご理解・ご協力をお願いします。



: 重点地区



大阪市内の道路などの公共の場所では、「大阪市客引き行為等の適正化に関する条例」に基づき、以下の行為が禁止されています。

- ①拒絶の意思を示している人に対する客引き行為・勧誘行為
- ②客引き行為・勧誘行為をするために他人の進路に立ちふさがったり、通行人を追いかけたり、路上でたむろするなど、人の通行を妨げる行為
- ③上記①、②をさせる行為